

○東浦町総合計画審議会条例

昭和 39 年 5 月 30 日

条例第 12 号

(設置)

第 1 条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、東浦町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 25 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 知識経験を有する者
- (6) 公募により選考された者

(会長)

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和 39 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 6 月 29 日条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 3 月 23 日条例第 3 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 19 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。